

覚せい剤原料取扱者指定申請書類記載要領

1 覚せい剤原料取扱者

覚せい剤原料を譲り渡すことを業とし、又は業務のため覚せい剤原料を使用する者。

2 資格要件

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者

- (1) 薬事法に基づく『製造販売業』、『製造業』、『薬局開設』、『店舗販売業』又は『卸売販売業』の許可を受けた者
- (2) 覚せい剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業とする者
- (3) 香料若しくは化学薬品の製造業者若しくは販売業者、又は石鹼の製造業者

3 手数料 13、300円（千葉県収入証紙）

4 添付書類

- (1) 保管場所を中心とした平面図（保管庫の位置を明示）
- (2) 保管庫の立体図
- (3) 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し
- (4) 登記事項証明書（申請者が、次の①又は②に該当する法人の場合のみ必要。ただし、薬事法に基づく製造販売業、製造業、薬局開設、店舗販売業又は卸売販売業の許可を受けた法人を除く。）
 - ① 香料又は試薬等の化学薬品として譲り渡すことを業とする者
 - ② 香料若しくは化学薬品の製造業者若しくは販売業者、又は石鹼の製造業者

5 その他

- (1) 申請者が法人の場合は、氏名欄に、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (2) 取扱品目欄には、一般的名称を記載すること。
- (3) 参考事項欄には、薬事法に基づく『製造販売業』、『製造業』、『薬局開設』、『店舗販売業』若しくは『卸売販売業』の許可を受けた者、『香料又は試薬等の化学薬品として譲り渡すことを業とする者』、『香料若しくは化学薬品の製造業者又は販売業者』、又は『石鹼の製造業者』のいずれに該当するかの別、及びその他参考となるべき事項を記載すること。
- (4) 同じ申請者が、同時に複数の業務所の申請をする場合で、共通する添付書類(登記事項証明書、定款写し等)があるときは、それらの添付書類のうち一つが正本であれば、その他は副本でも差し支えないものとする。

6 提出部数 正本1部、副本(写し)1部

(千葉市、船橋市、柏市内に業務所のある者は1部)

7 提出先

- (1) 千葉市、船橋市、柏市内に業務所のある者
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部薬務課企画指導室 TEL: 043-223-2620
- (2) 上記以外に業務所のある者
管轄の健康福祉センター